

答申書

(答申第98号)

平成28年11月21日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、異議申立人が第2の3のとおり公開を求める部分について非公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成28年1月4日付けで、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

（1）核燃料税の課税期間を「廃止措置計画の認可」までと解釈したことに関し、県の考え方を示した文書および、事業者との協議内容、事業者の意見などを記した文書一式

（2）平成23年施行の現行の福井県核燃料税条例に関し、事業者の申告内容等を確認するための立ち入り調査の内容・結果を記した文書や、調査に係る出張命令書などの文書一式

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年2月18日付け税第5号による公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

〔本件処分の内容〕

公文書の名称	文書No.	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1 簡易処理票（福井県核燃料税条例の解釈に関する電力会社からの照会について）（平成27年3月30日施行）		一部公開	照会者の役職印および照会結果の提出先・担当者連絡先の電話番号	条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
			照会結果の提出先・担当者連絡先の担当者の氏名	条例第7条第1号（個人情報）に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
2 簡易処理票（福井県核燃料税条例の解釈に関する電力会社からの照会について）（平成27年8月7日施行）		一部公開	照会者の役職印	条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
			照会結果の提出先・担当者連絡先の担当者の氏名	条例第7条第1号（個人情報）に該当 個人に関する情報であって、

					特定の個人を識別することができるため
3	核燃料税賦課徴収に関する調査の実施について（平成24年10月5日施行）	対象公文書1	一部公開	調査対象者の名称、所在地、電話番号、担当部署名、調査の実施場所（電話番号を含む。）、代表者の役職名、代表者の氏名、原子炉の基数および税額	条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため
				担当者の氏名	条例第7条第1号（個人情報）に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため 条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため
4	原子炉設置（変更）許可申請履歴の提出について（平成24年10月25日受付）	対象公文書2	一部公開	・文書番号、調査対象者の名称、許可申請履歴の提出者の役職印、担当部署の名称、電話番号およびFAX番号 ・「原子炉設置（変更）許可申請履歴」のうち、発電用原子炉名ならびに番号、申請年月日、許可年月日、設置（変更）内容および本文変更箇所	条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため
				許可申請履歴の提出者の職名および氏名ならびに担当者の氏名	条例第7条第1号（個人情報）に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため 条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため

5	旅行命令簿（平成24年11月2日発令）	対象公文書3	一部公開	調査対象者の名称および所在地、「金額」欄の金額ならびに発着地および経由地（福井県庁と福井（福井県）を除く。）、路程（交通手段が「JR」であるものの内容および距離、交通手段が「その他」であるものの距離ならびに「計」欄の距離に限る。）および鉄道賃	条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため
				職員の職務の級および住所（居所）	条例第7条第1号（個人情報）に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
6	復命書（平成24年11月2日復命）	対象公文書4	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・調査場所、対応者の名称および担当部署名 ・別紙1「平成24年度核燃料税賦課徴収調査調査内容」のうち、1、2および3の調査結果 ・「調査対象申告一覧」のうち、原子炉の基数および税額 ・「核燃料税出力割申告書」のうち、発電用原子炉設置者の住（居）所（所在地）、発電用原子炉設置者の氏名（名称）および代表者印、県内の主たる事務所または事業所の所在地、申告に係る事務の担当者の所属名および電話番号、課税番号、発電用原子炉の名称、熱出力、課税期間の月数、課税標準、税率、税額ならびに納付年月日 ・「調査対象 原子炉設置（変更）許可申請書及び許可証」のうち、発電用原子炉名、番号、申請年月日、許可年月日、設置（変更）内容、本文変更箇所、申請書、許可証および欄外の記載事項（※および※2を除く。） ・「原子炉設置（変更）許可申請履歴」のうち、発電用原子炉名、番号、申請年月日、許可年月日、設置（変更）内容および本文変更箇所 ・「聴き取り概要」（別紙2）のうち、調査対象者の名称、聴取相手の所属部署 	条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため

				<p>名、(1)、(2)および(3)の 聴取項目（(1)の6文字目か ら14文字目までを除く。） ならびに聴取内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力発電所の核燃料取 替計画について」のうち、 文書番号、調査対象者の名 称、核燃料取替計画の報告 者の役職印、報告の内容、 問い合わせ先の担当部署の 名称、電話番号およびFAX 番号 ・「平成24～26年度 運転計 画線図」のうち、ユニット 名、出力、平成23年度欄か ら平成26年度欄までの内容 および欄外の記載事項 ・別紙3のうち、調査項目名 (調査項目1に限る。)お よび調査結果 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・対応者の役職名および氏名 ・「核燃料税出力割申告書」 のうち、申告に係る事務の 担当者の氏名 ・「聴き取り概要」のうち、 聴取相手の氏名 ・「原子力発電所の核燃料取 替計画について」のうち、 核燃料取替計画の報告者の 職名および氏名ならびに担 当者の氏名 	<p>条例第7条第1号（個人情報） に該当</p> <p>個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情 報）に該当</p> <p>地方税に関する調査事務お よび徴収事務に関して知り得た秘密 であり、地方税法第22条の規定 により公にすることができないと認められる情報であるため</p>
7	旅行命令簿（平成 24年11月5日発 令）	対象公文書 5	一部 公開	<p>調査対象者の名称および所在 地、「金額」欄の金額ならび に発着地および経由地（自宅 および鰐江を除く。）、路程 (交通手段が「その他」であ るものとの距離、交通手段が 「JR」であるものの内容お よび距離ならびに「計」欄の 距離に限る。) および鉄道賃</p> <p>職員の職務の級および住所 (居所)</p>	<p>条例第7条第2号（法人等事業 情報）に該当</p> <p>法人に関する情報であって、 公にすることにより、当該法人 の権利、競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情 報）に該当</p> <p>地方税に関する調査事務お よび徴収事務に関して知り得た秘密 であり、地方税法第22条の規定 により公にすることができないと認められる情報であるため</p> <p>条例第7条第1号（個人情報） に該当</p> <p>個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することができるため</p>
8	復命書（平成24年 11月12日復命）	対象公文書 6	一部 公開	<ul style="list-style-type: none"> ・調査場所、対応者の名称お よび担当部署名 ・別紙1「平成24年度核燃料 税賦課徴調査調査内容」 のうち、調査項目（「その他」 の3つ目の調査項目に限る。) および調査結果 	<p>条例第7条第2号（法人等事業 情報）に該当</p> <p>法人に関する情報であって、 公にすることにより、当該法人 の権利、競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれがあるため</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ・「調査対象申告一覧」のうち、調査対象となる原子炉の基数および税額 ・「核燃料税出力割申告書」のうち、発電用原子炉設置者の住（居）所（所在地）、発電用原子炉設置者の氏名（名称）および代表者印、県内の主たる事務所または事業所の所在地、申告に係る事務の担当者の所属名および電話番号、課税番号、発電用原子炉の名称、熱出力、課税期間の月数、課税標準、税率、税額ならびに納付年月日 ・「変更経緯」のうち、原子炉名、変更回数、申請（届出）年月日、許可年月日、変更内容および欄外の記載事項 ・「原子力発電所の核燃料取替計画」のうち、法人名、発電所名および平成24年度から平成29年度までの内容 	<p>条例第7条第8号（法令秘情報）に該当</p> <p>地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため</p>
9	核燃料税賦課徴収に関する調査の実施について（平成25年10月4日施行）（現行の福井県核燃料税条例に関する実地調査に係る内容に限る。）	対象公文書7	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・対応者の役職名および氏名 ・「核燃料税出力割申告書」のうち、申告に係る事務の担当者の氏名 	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情報）に該当</p> <p>地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため</p>
				<p>調査対象者の名称、所在地、電話番号、担当部署名、調査の実施場所、代表者の役職名、代表者の氏名、申告年月（価額割申告に限る。）、原子炉の名称、取替体数、課税標準、原子炉の基数および税額</p>	<p>条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情報）に該当</p> <p>地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため</p>
				担当者の氏名	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p>

					条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため
10	核燃料税の賦課徴収に関する調査に伴う資料の提出について（平成25年10月23日付）（現行の福井県核燃料税条例に関する実地調査に係る内容に限る。）	対象公文書8	一部公開	・文書番号、調査対象者の名称、調査資料提出者の役職印、担当部署の名称、電話番号およびFAX番号 ・「原子炉設置（変更）許可申請履歴」のうち、発電用原子炉名、番号、申請年月日、許可年月日、設置（変更）内容および本文変更箇所	条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため
				調査資料提出者の職名および氏名ならびに担当者の氏名	条例第7条第1号（個人情報）に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため 条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため
11	復命書（平成25年11月5日復命）（現行の福井県核燃料税条例に関する実地調査に係る内容に限る。）	対象公文書9	一部公開	・調査場所、対応者の名称および担当部署名 ・別紙1「平成25年度核燃料税賦課徴収調査調査内容」のうち、調査項目の名称（調査項目5に限る。）および2、4、5、6および7の調査結果 ・「調査対象申告一覧」のうち、申告年月（価額割申告に限る。）、原子炉の名称、取替体数、課税標準、原子炉の基数および税額 ・「核燃料税出力割申告書」のうち、発電用原子炉設置者の住（居）所（所在地）、発電用原子炉設置者の氏名（名称）および代表者印、県内の主たる事務所または事業所の所在地、申告に係る事務の担当者の所属名および電話番号、課税番号、発電用原子炉の名称、熱出力、課税期間の月数、課税標準、税率、税額	条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため

			<p>ならびに納付年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉設置（変更）許可申請履歴」のうち、発電用原子炉名、番号、申請年月日、許可年月日、設置（変更）内容および本文変更箇所 ・「核燃料税調査票」のうち、調査結果 ・「聴き取り概要」（別紙2）のうち、調査対象者の名称、聴取相手の所属部署名、(1)から(4)までの聴取項目および聴取内容 ・別紙3のうち、調査項目名（調査項目1に限る。）および調査結果 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・対応者の役職名および氏名 ・「核燃料税出力割申告書」のうち、申告に係る事務の担当者の氏名 ・「聴き取り概要」のうち、聴取相手の氏名 	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため</p>

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年2月26日、本件処分のうち、以下の部分の公開を求めて実施機関に対して異議申立てを行った。

・対象公文書1

調査対象者の名称、所在地、担当部署名、調査の実施場所（電話番号を除く）、代表者の役職名、原子炉の基数および税額

・対象公文書2

調査対象者の名称、担当部署の名称、原子炉設置（変更）許可申請履歴のうち発電用原子炉名ならびに番号、申請年月日、許可年月日、設置（変更）内容および本文変更箇所、許可申請履歴の提出者の職名

・対象公文書3

「職員の職務の級および住所（居所）」を除くすべて

・対象公文書4

「対応者の名称、発電用原子炉設置者の代表者印、申告に係る事務の担当者の電話番号、課税番号、核燃料取替計画の報告者の役職印、問い合わせ先の電話番号およびFAX番号、聞き取り概要の聴取相手の氏名、核燃料取替計画の報

告者の氏名」以外のすべて

・対象公文書 5 から 9 まで

対象公文書 1 から 4 までと同様に「代表者印や対応者・聴取相手の氏名、電話番号、FAX番号」を除くすべて

4 質問

実施機関は、平成 28 年 7 月 20 日付け税第 427 号で、条例第 18 条第 1 項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、質問を行った。

第 3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第 2 の 3 のとおり公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 8 号（法令秘情報）および同条第 2 号（法人等事業情報）の該当性について

福井県が核燃料税を課しているのは電力会社 2 社である。言い換えると、調査対象者はこの 2 社のいずれかしかあり得ない。それにも関わらず、調査対象者などを伏せる理由が全くない。また、この文書に出てくる税額は、原子炉の熱出力に対して課する「出力割」のみ。つまり、税額は最初から決まっており、黒塗りにするのは不可解といえる。原子炉の基数も明らかである。

また、電力事業者が原子炉設置（変更）許可を申請した場合、申請内容は核物質防護上の規定に抵触する場合を除き、通常は原子力規制委員会がホームページ上などで情報を公開している。したがって、申請年月日等の内容を伏せる理由はない。電力事業者は県に毎年提出している「年間保守運営計画（※事業者により名称が若干異なる）」で、設備工事や燃料取り換えなどの詳しい情報を示しており、こういった点からも、可能な限り内容を開示すべきである。

(2) 条例第 7 条第 1 号（個人情報）の該当性について

「（1）条例第 7 条第 8 号（法令秘情報）および同条第 2 号（法人等事業情報）の該当性について」と同じ理由で非開示にする理由が見当たらない。

(3) 県の情報公開の姿勢について

自治体が課する税は本来、公平・公正・透明であることが求められる。やむなく非開示とする情報は、納税者のプライバシーが損なわれたり、納税者が企業である場合は当該企業の権利や利益を著しく害したりする場合など、最低限の部分にとどめるべ

きである。

言うまでもなく、電力事業者は公共性の高い企業である。なおかつ、少なくとも現時点においては、「総括原価方式」と呼ばれる制度により、保有資産や費用に応じた利益が保証されるような電気料金を設定できる。以上のような点を踏まえ、保有資産や費用については相当程度、情報が公開されている。

それにも関わらず、福井県が必要以上に情報を伏せようとする姿勢は、明らかに県民の「知る権利」を阻害しており、看過できない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第2号（法人等事業情報）の該当性について

当該非公開となっている箇所は、公になった場合、ある特定の電力会社と決定付けるまたは推測しうる情報である。

異議申立人は、調査対象者について「2社のいずれかしかあり得ない」と主張するが、そもそも、核燃料税を課している事業者名については公にされていない。

また、対象公文書1、対象公文書3、対象公文書5および対象公文書7については、税務調査に係る文書である。これらの文書の非公開部分を公にすることで、どの事業者に調査に入ったのかが明らかになることにより、当該事業者の申告に非違があったのではないかと推測され、更正処分により、追徴課税をされるのではないかとの憶測から、当該法人の社会的信用を損なうおそれがある。

対象公文書2、対象公文書4、対象公文書6、対象公文書8および対象公文書9については原子炉設置（変更）に係る文書である。異議申立人は、「電力事業者が原子炉設置（変更）許可を申請した場合、申請内容は核物質防護上の規定に抵触する場合を除き、通常は原子力規制委員会がホームページ上などで情報を公開している。したがって、申請年月日等の内容を伏せる理由はない。」と主張するが、異議申立人が主張する、原子力規制委員会において公開されているという事実は確認できなかった。また、これらの文書の非公開部分を公にすることで、どの原子炉で、いつ、どのような変更が行われたかが明らかになると、当該事業者が安全上または経営上の観点から、何を優先してどの程度の規模の設備投資を行ったかが明らかになり、経営事項が明らかになることにより、競争上の利益が損なわれるおそれがある。

2 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

非公開部分は担当者の氏名、職員の職務の級および住所であり、特定の個人を識別することが可能な情報であり、条例第7条第1号に該当する。

3 条例第7条第8号（法令秘情報）の該当性について

地方税法第22条においては、「地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六

号) の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以上の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

対象公文書1および対象公文書7については、課税対象となっている原子炉、その課税標準、税額は、福井県が核燃料税条例に基づいて申告を求めていた事項であり、一般に知られている事実とは言えないため、地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密に該当する。

対象公文書2、対象公文書4、対象公文書6、対象公文書8および対象公文書9については、出力割の課税標準である熱出力に変更がないか調査するものであり、一般に知られている事実とは言えないため、地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密に該当する。

対象公文書3および対象公文書5については、核燃料税に関し、どこに調査に出向いたかが公になると、対象事業者が特定され、どんな体制でいつ調査に入ったかなどは、一般に知られている事実とは言えないため、地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密に該当する。

対象公文書4、対象公文書6および対象公文書9については、設置許可証、取替計画の内容など、課税標準を認定するために必要な資料は税務に携わっていなければ、一般に知ることができない情報であり、地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密に該当する。

4 県の情報公開の姿勢について

異議申立人は、電力事業者は公共性の高い企業である等の点を踏まえ、保有資産や費用については相当程度、情報が公開されているにも関わらず、福井県が必要以上に情報を伏せようとする姿勢は、明らかに県民の「知る権利」を阻害しており、看過できないと主張するが、非公開部分については上記「3 条例第7条第8号（法令秘情報）の該当性について」において説明するとおり、いずれも一般に知られている事実とは言えない情報であり、また、地方税法第22条に、事業者が公共性の高い企業であることをもって、地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密を公開すべきという規定も存在しない。

また、核燃料税に関しては、対象となる事業者が極めて少なく、些末な事柄を開示するだけで納税義務者が特定され、経営に関する情報が明らかとなるおそれがある。また、電力自由化などにより、事業者間の競争が激化している中で、事業者の競争上の地位を脅かすことは回避しなければならない。

したがって、福井県は法令に忠実に情報の公開、非公開を決定しているのであり「知る権利」を明らかに阻害しているという異議申立人の主張は失当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、非公開部分が条例第7条第1号、同条第2号または同条第8号のいずれかに掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開とする内容の一部公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件処分のうち、第2の3のとおり公開を求めていることから、以下、対象公文書1から対象公文書9までの非公開情報の妥当性について検討する。

2 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

対象公文書5の非公開部分のうち、「職員の職務の級および住所（居所）」については、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号の非公開情報に該当すると認められる。

3 条例第7条第8号（法令秘情報）の該当性について

条例第7条第8号は、法令または他の条例の定めるところにより公にすることができない情報は、この条例によっても公開できないことを確認的に規定するとともに、国の機関からの法的拘束力を持った指示により公にすることができない情報についても非公開情報として規定している。

地方税法第22条においては「地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

対象公文書1および対象公文書7については、課税対象となっている原子炉、その課税標準、税額は、福井県が核燃料税条例に基づいて申告を求めている事項であり、一般に知られている事実とは言えず、たとえ、推測可能であっても、地方税法第22条に規定する知り得た秘密に該当すると認められる。

対象公文書2、対象公文書4、対象公文書6、対象公文書8および対象公文書9については、出力割の課税標準である熱出力に変更がないか調査するものであり、一般に知られている事実とは言えず、たとえ、推測可能であっても、地方税法第22条に規定する知り得た秘密に該当すると認められる。

対象公文書3および対象公文書5については、核燃料税に関し、どこにどのような調査をしたかが分かる内容であり、一般に知られている事実とは言えず、たとえ、推測可能であっても、地方税法第22条に規定する知り得た秘密に該当すると認められる。

対象公文書4、対象公文書6および対象公文書9については、設置許可証、取替計画

の内容など、課税標準を認定するために必要な資料であり、税務に携わっていなければ、一般に知ることができず、たとえ、推測可能であっても、地方税法第22条に規定する知り得た秘密に該当すると認められる。

また、異議申立人は、調査対象者について「2社のいずれかしかあり得ない」と主張するが、そもそも、核燃料税を課している事業者名については公にされていない。

さらに、異議申立人は、「電力事業者が原子炉設置（変更）許可を申請した場合、申請内容は核物質防護上の規定に抵触する場合を除き、通常は原子力規制委員会がホームページ上などで情報を公開している。したがって、申請年月日等の内容を伏せる理由はない。」と主張するが、原子力規制委員会において公開されている事実は認められない。

したがって、対象公文書1から対象公文書9までの非公開部分のうち、対象公文書5の「職員の職務の級および住所（居所）」以外の部分は、一般に知られている事実とはいえないため、地方税法第22条に規定する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であることは明らかである。

また、地方税法第22条に、事業者が公共性の高い企業であることをもって、地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密を公開することを許容する旨の規定も存在しない。

したがって、対象公文書1から対象公文書9までの非公開部分のうち、対象公文書5の「職員の職務の級および住所（居所）」以外の部分は、条例第7条第8号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 その他の主張

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことからまとめると、対象公文書1から対象公文書9までの非公開部分は、条例第7条第1号または同条第8号の非公開情報に該当すると認められ、同条第2号については、判断するまでもなく、一部公開決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、本件処分のうち、異議申立人が公開を求める部分について非公開とした実施機関の決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 7月20日	・ 諮問書の受理
平成28年 7月26日	・ 審議（第1回）
平成28年 8月29日	・ 審議（第2回）
平成28年 9月28日	・ 審議（第3回）
平成28年10月31日	・ 審議（第4回）
平成28年11月21日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稻 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	